

みどり通信

第230号 2016. 12. 6

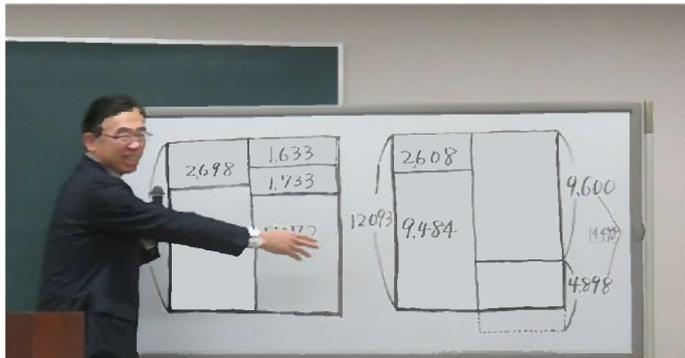
CONTENTS

- | | | | |
|------------|-----|--------------|-----|
| ● 一言発言 | P1 | ● これからの研修 | P12 |
| ● 税務 | P3 | ● あとがき | P12 |
| ● 社会保険 | P8 | ● 年末年始休業のご案内 | P13 |
| ● 損害保険 | P9 | ● 営業カレンダー | P13 |
| ● 一倉定 経営心得 | P11 | | |

『経営者・後継者のための勉強会』

～会社経営に役立つ 決算書の見方～

12/1 開催!



社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」) を掲載いたします。
次の内容は、12月4日のホームページ掲載のものからです。

冬至に「運盛り」し、 来年も「運をどんどん引き寄せ」ましょう・・・

昨日は、午後から、新潟市内で行政書士の有志の集まりである会にお呼びいただき、3時間ほど「決算書の見方及び相続に係る家族信託」について講演させていただきました。

終了後の懇親会にもお誘いいただき楽しいひとときを過ごすことが出来ました。

その懇親会の会場は新潟駅南のちゃんこ鍋のお店。とにかくスープが激うま。和風だしと鶏ガラベースを合わせたダブルスープ・・・。和風だしは北海道・尾札部（おさつべ）産天然真昆布と鰹節、鯖節をブレンド。鶏ガラスープには香味野菜などさまざまな食材を加えて強火で半日かけてとり、コクと深みのある白湯スープに仕上げたものだとか。もう一度、行ってみたいと思ったほど。

その懇親会で、参加いただいた方からの面白い話を紹介致します。

運の話です。

冬至が近づいていますが、『冬至かぼちゃを食べて金運を祈り、冬至風呂(柚子湯)に入って無病息災を祈る』といわれますが、実は、冬至の日に食べると良いとされている物は、7品あるんだとか。

それが「冬至の七種」。

七種と書いて（ななくさ）と読むそうです。春の七草は有名ですが、冬至にもあるとお聞きし、びっくり。名前の中に「運（ん）」が2つはいる食材を言

うそです。

思い浮かんだのは、レンコン・大根・にんじんでありましたが、正解は次の7種つ。

- ・ 南瓜（ナンキン＝カボチャ）
- ・ 人参（ニンジン）
- ・ 蓮根（レンコン）
- ・ 銀杏（ギンナン）
- ・ 金柑（キンカン）
- ・ 寒天（カンテン）
- ・ 饅頭（ウンドン＝うどん）



これを食べることを「運盛り」といって、冬至に食べると、新しい年に「運氣」と「根気」を2倍吸収できるのだとか。

今年の冬至は、12月21日（水曜日）。21日には、この運盛りを食べて、運をどんどん引き寄せたいものですね・・・。

そうそう、冬至にはカボチャを食べますが、中風（脳卒中）や風邪を引かないとか金運を祈願するという意味があるようです。

また、「ゆず湯」に入る意味は、ユズは“融通”が利くことにかけているとか。柚子湯には、血行促進や保温、保湿効果の他、香りによるリラックス効果もあるようですよね。

21日は、やることが盛りだくさんになってしまいました。

くれぐれもお忘れにならないように・・・

税理士 山 口 昇

年末調整の注意点について

早いもので、今年も残すところあと1ヶ月、毎年恒例の年末調整の時期になりました。今回の年末調整や平成28年分の確定申告にあたっては、以下に掲げる変更点などについてご留意下さい。

先日、税務署から皆様のお手元に送付されました年末調整の手引き等にも記載されている内容となりますが、ぜひご確認をお願いいたします。

◇平成28年からの変更点

① 通勤手当の非課税限度額が引き上げられました

平成28年1月1日以後に支払われるべき通勤手当について、交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券について、改正により1ヶ月あたりの非課税限度額が従前の100,000円から150,000円に引き上げられております。

この改正は28年4月でしたので、改正前に支払われた通勤手当については、改正前の非課税規定での源泉徴収が実施されております。そのため、改正後の非課税規定を適用した場合に過納となる税額は、本年の年末調整の際に精算する必要があります。

② 国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用

平成28年1月1日以後に支払われる給与等の源泉徴収又は年末調整において、非居住者である親族（「国外居住親族」といいます。）に係る扶養控除、配偶者控除、障害者控除（以下、「扶養控除等」といいます。）又は配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を源泉徴収義務者に提出又は提示する必要があります。

そのため、給与等の源泉徴収において、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける給与所得者は、給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の「非居住者である親族」欄に○印を付す等をした上で、その申告書に「親族関係書類」を添付して源泉徴収義務者に提出するか、提出の際に提示する必要があります。

また、年末調整において、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける給与所得者は、扶養控除等(異動)申告書の「生計を一にする事実」欄にその国外居住親族に対して送金等をした金額を記載した上で、その申告書に「送金関係書類」を添付して源泉徴収義務者に提出するか、又は提出時に提示する必要があります。

③ 年末調整関係書類に係るマイナンバー（個人番号）の記載を不要とする見直し

給与の支払者に対して提出する年末調整関係書類のうち、

- ・ 給与所得者の保険料控除申告書
- ・ 給与所得者の配偶者特別控除申告書
- ・ 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書

については、平成 28 年 4 月 1 日以後に提出するものからマイナンバー（個人番号）の記載が不要とされています。

◇年末調整の対象となる人

年末調整は、原則として、給与の支払者に「扶養控除等(異動)申告書」を提出している人の全員について行いますが、本年中の主たる給与の収入金額が 2,000 万円を超える人など、例外的に年末調整の対象者とならない人もいます。

また、年の中途での就職や退職などの場合についても注意が必要です。

○中途就職者の場合

一年を通じて勤務している人のほか、年の途中で就職し、年末まで勤務している人についても年末調整の対象になります。そのため、まず、就職前に別の会社などから給与の支払を受けたかどうかを確認する必要があります。

この確認は、前職の会社から交付を受けた「給与所得の源泉徴収票」などで行います。

この確認ができないときには、年末調整を行うことはできません。

○中途退職者の場合

基本的には、次の勤務先で年末調整を行うため、退職時に計算・作成した源泉徴収票を交付するのみで、年末調整による源泉税の還付・徴収の作業は不要になるのが基本的な取扱いです。

ただし、下記のいずれかにあてはまる一定の場合については、年の中途であっても、年末調整を行うことが可能です。

- ① 死亡によって退職した人
- ② 1年以上の予定で海外支店等に転勤した人
- ③ 著しい心身の障害のために退職した人で、退職後にその年中に再就職・給与等の受取りの見込が無い人
- ④ 12月に支給されるべき給与等の支払を受けた後に退職した人

- ⑤ いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が103万円以下である人
ただし、退職後にその年に他の勤務先から給与の支払を受ける見込のある人は除きます。

◇年末調整の計算をする際の注意事項

年末調整の計算にあたっては、まずは、「扶養控除等(異動)申告書」や「保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書」、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」が正しく記載され、提出されていることが必要です。

もし、後日、扶養控除等の誤りがわかった場合には、年末調整のやり直しによる再計算や、所得税等の追徴による納付等を行わなければいけないこととなってしまいます。

それぞれの申告書におけるチェック項目を以下に掲げてみました。

<扶養控除等(異動)申告書>

- 扶養控除等申告書を提出できる人で、提出漏れとなっている人はいませんか？
- 本年中に控除対象配偶者や控除対象扶養親族等に異動があった人について、扶養控除等異動申告書が提出されていますか？
- 控除対象配偶者、控除対象扶養親族の合計所得金額は38万円以下となっていますか？
- 控除対象扶養親族の年齢は16歳以上（平成13年1月1日以前生）となっていますか？
- 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族は、年齢70歳以上（昭和22年1月1日以前生）ですか？
- その老人扶養親族が、あなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人の場合、「同居老親等」に○を付けていますか？
- 特定扶養親族は、年齢19歳以上23歳未満（平成6年1月2日～平成10年1月1日生）ですか？
- 控除対象配偶者又は扶養親族が所得者本人と別居している場合、その所得者が控除対象配偶者等に常に生活費等の送金を行うなど、生計を一にする事実がありますか？

- 障害者に該当する（人がいる）場合に記載もれはないですか？
※ 障害者控除は、年齢16歳未満の扶養親族も適用を受けることが出来ます
- 寡婦、特別の寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する人は、所得者本人ですか？
- 住民税に関する事項に、年齢16歳未満（平成13年1月2日以後生）の扶養親族の記載がありますか？
- 控除対象者が国外居住親族である場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の提出又は提示を受けましたか？

<保険料控除申告書>

- 保険金又は年金の受取人は、一定の範囲内の人となっていますか？
- 申告された保険料は、所得者本人が支払ったものですか？
- 分配を受けた剰余金や割戻しを受けた割戻金は、支払った保険料の額から差し引かれていますか？
- 新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料の区分を適正にし、控除額の計算が正しくされていますか？
- 地震保険料に係る契約は、所得者本人又は本人と生計を一にする親族が所有して常時居住している家屋や、これらの人が所有している生活に通常必要な家財を保険の目的としていますか？
- 地震保険料と旧長期損害保険料との区分が正しくされていますか？
- 保険料を支払ったことが分かる証明書類がありますか？
- 社会保険料控除関係で、申告された保険料は、社会保険料控除の対象となるものですか？
- 社会保険料の金額の欄に、給与から差し引かれた社会保険料を記載してはいませんか？
- 国民年金の保険料又は国民年金基金の掛金について、支払ったことが分かる証明書類がありますか？

- 所得者本人又は所得者と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料で、所得者本人が支払ったものですか？

※ 年金から特別徴収された介護保険の保険料や後期高齢者医療制度の保険料は、年金の受給者自身が支払ったものであるため、年金の受給者に社会保険料控除が適用されます。

<配偶者特別控除申告書>

- 所得者本人の合計所得金額は、1,000万円以下ですか？
- 配偶者の合計所得金額は、38万円超76万円未満ですか？
- 配偶者特別控除額の計算は、正しく行われていますか？

<（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書>

- 住宅の取得等をした人と申告者（所得者本人）が同一人ですか？
- 居住の用に供した後、本年12月31日まで引き続き居住していますか？
- 借入れ等をしている者と申告者（所得者本人）が同一人ですか？
- 控除額の計算は正しく行われていますか？
- （特定増改築等）住宅借入金等特別控除額は、算出所得税額の金額を限度としていますか？
- （特定増改築等）住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超える場合、給与所得の源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に当該控除額を記入しましたか？

なお、2ヶ所以上から給与の支払いを受けている場合には、主たる給与の支払者に対してのみ、これらの申告書を提出し、そこでの給与所得について年末調整を受けることとなります。そのため、2ヶ所以上からの給与所得がある方は、従たる給与とあわせて、確定申告をする必要があります。

以上、今回は年末調整についてご紹介させていただきました。毎年の大事な締めくくりです。事前準備をしっかりと行ってスムーズに進めたいものですね。記載内容や判定など、ご不明な点は各担当スタッフまでお問い合わせ下さい。

<西丸 保幸>

社会保険 Q&A

Q 従業員を採用しましたが、うっかりして年金事務所に届出をするのを忘れていました。幸いにも現在まで病気になることもなく、本日の日付で取得の届出をしたと思います。よろしいですか。

A 被保険者が健康保険の資格を取得するのは、適用事業所に使用された日(健保法35条)となります。届出を忘れていたとしても事実上の使用関係が生じた日にさかのぼって、資格取得届を提出することになります。現在まで病気になることもなく日時を経過したからといって、その間被保険者としていないことはできません。もしこの間に、業務外の事由で病気やケガをした場合は、保険給付が受けられないこととなってしまいます。早速、採用した日にさかのぼって資格取得届を提出して下さい。

詳しいことは、当事務所担当職員までお問い合わせください。



Merry Christmas

一倉定の経営心得シリーズ

その三十四

馬車で長旅をする時、目的地に予定通りに
つくためには、「なぜ遅れたか」を
考えても意味はない。遅れをどう取り戻すか、
だけを考えればいい。

馬車で長旅する時のことを考えてみよう。目的地に予定通りにつくために、途中で遅れた場合に、「なぜ遅れたか」を考えても意味はない。遅れをどうして取り戻すか、だけを考えればいいのだ。：

このたとえのように、我々は、目標達成のためには、「これからどうするか」だけを考えればよい。そのためには、現状を確認する必要がある。しかし現状がこうなっている理由など全く必要ないのだ。：

目標不達成の原因究明より、どうすれば達成できるかを考えよ。目標達成に必要な考え方は、「どうしたら目標を達成できるか」という対策である。

2017年1月 「地震保険改定のご案内」

地震保険の始期日(中途付帯日・自動継続日を含みます)が

2017年1月1日以降となるご契約より、以下の大幅改定が予定されております。

●保険料の改定

政府の研究機関が作成する地震研究データの見直し等により、地震保険の保険料は全国平均で大きく値上げとなりますが、被保険者の負担をおさえるため、保険料の改定を数回に分けて、段階的に行います。

<改定前後の年間保険料例>(保険期間1年、割引適用なし、地震保険保険金額1,000万円あたり)

都道府県	イ構造 (火災保険の構造級別:M構造・T構造・ A構造・B構造または特級・1級・2級構造)				ロ構造 (火災保険の構造級別:H構造 ^{(*)2} ・ C構造・D構造または3級・4級構造)			
	保険料		改定額	改定率	保険料		改定額	改定率
	改定前	改定後			改定前	改定後		
北海道、青森県、新潟県、岐阜県、京都府、 兵庫県、奈良県	8,400円	8,100円	▲300円	▲3.6%	16,500円	15,300円	▲1,200円	▲7.3%
岩手県、秋田県、山形県、栃木県、群馬県、 富山県、石川県、福井県、長野県、滋賀県、 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県	6,500円	6,800円	+300円	+4.6%	10,600円	11,400円	+800円	+7.5%
宮城県、山梨県、香川県、大分県、宮崎県、 沖縄県	8,400円	9,500円	+1,100円	+13.1%	16,500円	18,400円	+1,900円	+11.5%
福島県	6,500円	7,400円	+900円	+13.8%	13,000円	14,900円	+1,900円	+14.6%
茨城県	11,800円	13,500円	+1,700円	+14.4%	24,400円	27,900円	+3,500円	+14.3%
埼玉県	13,600円	15,600円	+2,000円	+14.7%	24,400円	27,900円	+3,500円	+14.3%
千葉県、東京都、神奈川県、静岡県	20,200円	22,500円	+2,300円	+11.4%	32,600円	36,300円	+3,700円	+11.3%
愛知県、三重県、和歌山県	20,200円	17,100円	▲3,100円	▲15.3%	32,600円	28,900円	▲3,700円	▲11.3%
大阪府	13,600円	13,200円	▲400円	▲2.9%	24,400円	23,800円	▲600円	▲2.5%
徳島県、高知県	11,800円	13,500円	+1,700円	+14.4%	27,900円	31,900円	+4,000円	+14.3%
愛媛県	11,800円	12,000円	+200円	+1.7%	24,400円	23,800円	▲600円	▲2.5%

※ イ構造 耐火建築物、準耐火建築物及び省令準耐火建築物
(コンクリート造、鉄骨で外壁不燃材の建築物 等)

ロ構造 イ構造以外の建物 (木造建築物 等)

●保障内容の改定(損害区分の細分化)

これまでの地震保険は、保険の対象に生じた損害の程度に応じて、「全損」「半損」または「一部損」の3つの損害区分に分け、各々の区分ごとに保険金額の一定割合(100%、50%、5%)を保険金としてお支払いしてまいりました。

改正では、より損害の実態に照らした損害区分とするとともに、損害区分間の保険金支払割合の格差を縮小させるため、「半損」を分割して「大半損」、「小半損」に細分化します。

(損害区分と保険金の支払割合)

改定前(3区分)		改定後(4区分)	
損害の程度	お支払いする保険金の額	損害の程度	お支払いする保険金の額
全損	地震保険保険金額の100% (時価が限度)	全損	地震保険保険金額の100% (時価が限度)
半損	地震保険保険金額の50% (時価の50%が限度)	大半損 NEW	地震保険保険金額の60% (時価の60%が限度)
		小半損	地震保険保険金額の30% (時価の30%が限度)
一部損	地震保険保険金額の5% (時価の5%が限度)	一部損	地震保険保険金額の5% (時価の5%が限度)

(損害区分の認定基準)

損害の程度	認定の基準			
	建物		家財	
全損	建物の時価の50%以上	焼失または流失した床面積が	建物の延床面積の70%以上	家財全体の時価の80%以上
大半損 NEW	建物の時価の40%以上50%未満	流失した	建物の延床面積の50%以上70%未満	家財全体の時価の60%以上80%未満
小半損 NEW	建物の時価の20%以上40%未満		建物の延床面積の20%以上50%未満	家財全体の時価の30%以上60%未満
一部損	建物の時価の3%以上20%未満	床上浸水	全損・大半損・小半損に至らない建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合	家財全体の時価の10%以上30%未満

※ 時価とは、保険の対象と同等のものを再築または新たに購入するために必要な金額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

担当 星野 千香子

これからの研修

● 原点の会

三条商工会議所

1月25日（水）

9:00 ～ 11:15



あ と が き

今年も残り1か月を切りました。先日は流行語大賞の発表もあり、今年あった様々なニュースを振り返ることができました。ちなみに、今年の流行語大賞は広島東洋カープの「神ってる」に決まりましたね。

振り返ってみるととても早く過ぎた1年間だったと思います。今年が入社2年目になる年でしたが、研修が沢山あり、多くのことを学んだ1年間でした。今年は吸収の多い1年でしたが、来年は自分から発信できるよう、勉強を継続していきたいと思っています。

残りの1か月は、年賀状を作成したり、大掃除をしたりとあっという間に過ぎていくかと思います。また、寒くなっているので風邪を引かないように残りの1か月を過ごしていきましょう。

川村 梓

《年末年始休業のご案内》

当事務所では、年末年始を下記の日程で休業とさせていただきますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

記

12月29日（木）仕事納め

12月30日（金）～ 翌年1月4日（水）年末年始休業

1月 5日（木）平常通り

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日



日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31



日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

関与先企業さまへお知らせ

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>

e-mail: yn@tkcnf.or.jp